

感染拡大予防ガイドライン及び「新しい生活様式」の定着に向けた都道府県の取組状況等に係る調査結果等について

本資料は、「新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について」(令和2年6月13日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)に基づいて、感染拡大予防ガイドライン及び「新しい生活様式」の定着に向けた各都道府県の取組等について調査を行い、その結果の概要及び特徴的な取組事例を取りまとめたものである。

第1 調査結果の概要

- 感染拡大予防ガイドライン及び「新しい生活様式」の定着に向けた取組は、全ての都道府県において実施されている。

- 感染拡大予防ガイドラインの定着に向けた主な取組として、
 - ・ HP・SNS・知事記者会見・メディア等の各種媒体を活用した周知等
 - ・ 事業者が活用できる独自のチェックリストの作成・周知等
 - ・ 業界団体への働きかけ（通知・助言・意見交換等）及び事業者への個別訪問
 - ・ 認定制度や自主的な宣言を促す取組の推進等
 - ・ 感染者が発生した場合の通知システムの導入等
 - ・ 費用補助等などが実施されている。

- 「新しい生活様式」の定着に向けた主な取組として、
 - ・ HP・SNS・知事記者会見・メディア等の各種媒体を活用した周知等
 - ・ 住民等が活用できる独自のチェックリストの作成・周知等
 - ・ 業界団体への働きかけ（通知等）
 - ・ 費用補助等などが実施されている。

第2 特徴的な取組事例

各都道府県で実施されている感染拡大予防ガイドライン及び「新しい生活様式」の定着に向けた取組のうち、特徴的な取組事例として、以下のものが挙げられる。

1. 感染拡大予防ガイドラインの定着に向けた取組

(1) 認定制度や自主的な宣言を促す取組の推進等 (24 団体)

感染拡大予防ガイドラインの定着に向けて、事業者等の取組等の「見える化」を進めるため、各自治体による認定制度や自主的な宣言を促す取組等が実施されている。

① 都道府県等による認定制度等

- ・ 企業・団体が、感染拡大防止を徹底するガイドラインを彩の国「新しい生活様式」安心宣言として作成する仕組みを構築。業種別団体は、業種別に安心宣言を作成し、彩の国「新しい生活様式」評議会の確認を受けることが可能。確認後は、認定証を交付し、県 HP で紹介。【埼玉県】

(URL) http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html

- ・ 県が独自に作成した基準に基づき、業界団体又は個別施設がガイドラインを作成し、誓約書とともに県に提出。団体又は県職員が現地確認の上、適切な運用がなされると判断された場合、休業等の要請対象から個別に解除し、施設名を公表。また、県の認証基準を満たす対策を実施する飲食店、ホテル・旅館を認証した上で、2次元バーコードの入ったマークを交付し、利用者がスキャンしてその施設の対策を確認・評価できる仕組みを構築（やまなしグリーン・ゾーン認証制度）。【山梨県】

(URL) https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/coronavirus_guidelines.html

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/green_zone.html

(※) 上記の他、愛知県も実施。

② 事業者等による自主的な宣言を促す取組の推進

- ・ 事業者自らが、感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の実践を確認できる「チェックシート」を作成し、取組の全てを実践している事業者に対して、都民が安心して利用できる施設であることを示す「感染防止徹底宣言ステッカー」の運用を開始した。【東京都】

(URL) <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

- ・ 感染拡大予防ガイドラインを基に、特に重要となる要素をまとめたチェックリストを作成し、県 HP で公開、周知。当該チェックリストを WEB 登録することで感染防止対策を「見える化」して PR することができる「感染防止

対策取組書」の仕組みを構築。【神奈川県】

(URL) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html>

- ・ **感染拡大予防ガイドラインの遵守宣言を行った事業者に対し、ステッカーを発行する仕組みを導入（7月1日運用開始）。事業者は、府HPにおいて、利用規約、ガイドライン遵守宣言等に同意のうえ、施設情報を登録し、店舗名の入った「感染防止宣言ステッカー」を印刷。【大阪府】**

(URL) <http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html>

(※) 上記の他、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、香川県、福岡県、沖縄県も実施。

③ 重点的な感染対策が必要な業種等の取組推進

- ・ **これまでにクラスターが発生するなど感染リスクが高い業種（キャバレー等の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジムなど）の事業者は、県の行動指針や感染拡大予防ガイドラインに沿ったマニュアルを作成し、市町村等へ提出。市町村等は確認のうえ、それぞれの業種に応じたポスターを配布。【岐阜県】**

(URL) <https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/corona-jigyousaikai.html>

- ・ **各店の実情にあった新型コロナウイルス感染症予防策を策定した自主的な取り組みを支援するために、「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート」（飲食店版）及び（理・美容室版）を作成。その後、活用できる業種を全業種に拡大した。自主的な取り組みを広島県に宣言した事業者には、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書を発行。【広島県】**

(URL) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusengenten.html>

(※) 上記の他、愛媛県も実施。

(2) 感染者が発生した場合の通知システムの導入等（9団体）

店舗・イベント等において感染者が確認された場合に、接触の可能性のある利用者に通知するシステムの導入等を実施している。

① 利用者への通知システムの導入

- ・ **ライブハウス、カラオケ、飲食店、県有施設（図書館・美術館・博物館）において感染者が認められた場合、利用者に対し、迅速に感染情報を伝達する当県において構築した仕組み「みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）」（2次元バーコード読み取り）を導入。【宮城県】**

(URL) <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/miyagi-info-corona.html>

- ・不特定多数の人が利用する施設、店舗やイベントで、店頭等に掲示された2次元バーコードを利用者が読み取り、新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した可能性のある利用者に対し、相談窓口などの情報を通知するシステムを導入。【埼玉県】

(URL) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_corona-oshirase_top.html

- ・大阪コロナ追跡システム（2次元バーコード読み取り）を構築し、感染者と接触の可能性のある利用者にメールで注意喚起を行い、行動変容を促すとともに、クラスター発生のおそれを早期に感知することで感染拡大を防ぐ取組を実施。【大阪府】

(URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_covid19/index.html

- ・施設やイベント会場などに掲示された2次元バーコードを利用者等が読み取り、後日、他の利用者等に感染が判明した際に、登録者に濃厚接触の疑いがあるなど、必要がある場合に感染拡大防止に向けた通知などを行う「もしもの時のサポートシステム」（通称『もしサポ滋賀』）を開始。【滋賀県】

(URL) <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312529.html>

(※) 上記の他、岐阜県、京都府、兵庫県も実施。

② 通知システムと認定制度や自主的な宣言を促す取組の推進等との連携

- ・茨城県版ガイドラインを作成。県ガイドラインの項目のうち、各事業者が個別に取り組んでいる項目について、宣誓書（2次元バーコード付き）として印刷・店舗等に掲示し、来客が2次元バーコードを読み取ることで、感染者発生時に、同じ日に店舗やイベントなどで感染者と接触した可能性のある者に対して連絡するシステムを構築。【茨城県】

(URL) <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020koronatsuuchi/20200615.html>

- ・施設の利用者が、施設管理者による感染防止対策を「見える化」した「感染防止対策取組書」に印字された2次元バーコードを読み取り、来店日時等の情報を登録。施設利用者に感染者が確認された場合、濃厚接触の可能性が疑われる利用者にメッセージが送信される仕組み（LINE コロナお知らせシステム）を導入。【神奈川県】

(URL) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html>

(3) 費用補助等（15 団体）

感染拡大予防ガイドラインの定着に向けた取組を実施している事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源として、感染拡大予防に必要な費用の補助等を実施。

① 感染拡大予防に必要な設備・備品の購入費等の支援

- ・感染拡大予防ガイドラインへの対応状況について、関係団体へのヒアリング等により調査を行い、事業者からの相談対応や感染拡大予防ガイドラインに合わせた施設改修への支援等を行っている（対象：飲食業・小売業・サービス業、支給額：上限 10 万円、対象経費：感染症防止対策や業態転換に要する経費）。【岩手県】
- ・店舗等において消費者等と接する機会の多い業種を対象とした「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」の交付条件に「新しい生活様式ガイドライン実施宣言」の店舗等への掲載を設けている（対象：中小企業・小規模事業者、支給額：10 万円、対象経費：感染拡大を防止するために要する物品購入費等）。【長崎県】

(URL) https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_shinnseikatsushienn/

(※) 上記の他、北海道、青森県、宮城県、山形県、新潟県、石川県、山梨県、京都府、兵庫県、島根県、徳島県、高知県、福岡県も実施。

② 業界団体等による感染拡大予防ガイドラインの策定・普及支援経費の支援

- ・「3密」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難な業種（ホテル・旅館業（宴会部門）、ライブ・エンタテインメント業、バス・タクシー業）において各業界団体による感染拡大予防ガイドラインの策定・普及及び感染拡大予防ガイドラインに沿った感染拡大防止の取組を支援予定（支給額：3業種各 1,000 万円）。【北海道】
- ・各事業者に対し、各業界で定められた感染拡大予防ガイドラインに沿った取組を実践するようお願いする中、県内事業者団体が、団体傘下の事業者に対して実施するガイドラインの周知や、実践内容の県民へのPRなどに係る経費について、団体に対し補助金を交付（支給額：上限 50 万円）。【愛媛県】

(URL) <https://www.pref.ehime.jp/h30100/gaidorain.html>

(※) 上記の他、高知県も実施。

(4) 周知・啓発等（47 団体）

感染拡大予防ガイドラインの定着に向けて、周知・啓発等に関する取組が実施されている。

① 事業者への個別訪問

- ・「感染防止対策取組書」の普及促進のため、県内に事業所を有する業界の団体等にその内容を周知し、協力を依頼するとともに、全庁体制で県内の

- ・商店街等の各店舗を職員2人1組で訪問し、協力依頼を実施。【神奈川県】
- ・食品衛生指導員や商工団体とともに1582か所の遊興・遊技施設、食事提供施設を訪問し、本県の示したチェックリストが掲示してあるか、チェックリストの内容と実態に齟齬がないかを確認し、必要な助言を行った。【熊本県】
- ・ライブハウスについて、個別に事業者への訪問指導を行った。【鳥取県】

(※) 上記の他、茨城県、埼玉県、山梨県、山口県も実施。

② その他の取組

- ・飲食事業者向けに感染予防対策解説動画、店舗内掲示素材の配信等を行うeラーニングサイトを構築予定。【北海道】
- ・食品取扱施設への立ち入りの際に、食品衛生法や食品表示法に基づく監視指導と併せ、施設の実情に合わせて感染拡大予防ガイドラインに沿った感染対策を行うよう依頼。【山形県】
- ・総合的な感染拡大予防対策を実施するため、「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」を大学と協力して策定。大学の再開に当たっては、当該ガイドライン等を参考に各大学毎のマニュアル等を作成し、必要な感染防止策を実施するよう要請。【京都府】

2. 「新しい生活様式」の定着に向けた取組

(1) 費用補助等（8団体）

「新しい生活様式」の定着に向けた取組を実施している事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源として、「新しい生活様式」への対応に必要な費用の補助等を実施。

① 新しい生活様式に対応した設備・備品の購入費等の支援

- ・商店街の会員である中小企業者が事業再出発に向けて行う感染症の拡大予防のための設備投資・店舗改修を支援（対象：商店街の会員である中小企業者、支給額：50万円～300万円（補助率：2／3））。【京都府】

(※) 上記の他、青森県、宮城県、石川県、山梨県、兵庫県、徳島県、高知県も実施。

② 新しい生活様式に係る新規事業等に要する経費の支援

- ・「ひょうごスタイル」での活用が期待される新製品の開発等を行う地場産組合を支援（支給額：上限500万円）。【兵庫県】

- ・インターネットを活用した新たな販路開拓やテイクアウト、デリバリーの導入、サービスのオンライン化など新たなビジネス展開に挑んでいる中小企業者の取組みに対して協力金を支給（支給額：20万円）。【愛媛県】
（URL）<https://www.pref.ehime.jp/h30800/sansou2.html>
- ・商店街等が一体となった感染症対策やデリバリーシステムの構築など、新たな生活様式の定着に向けた取組を実施する商店街振興組合などの団体を支援（補助率：3/4、上限：ソフト事業 100万円、ハード事業 300万円）。【宮城県】

（※）上記の他、青森県、石川県、高知県も実施。

(2)周知・啓発等（47団体）

「新しい生活様式」の定着に向けて、周知・啓発等に関する取組が実施されている。

- ・毎日の健康状態、感染リスクを伴う行動等を記載することで、日々の生活において、一人ひとりが、常に感染対策の徹底を意識することを目的として、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」を作成し、配布予定。【長野県】
- ・民間団体や有識者を参集した「鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議」を6月5日に創設し、「新しい県民生活」の定着や需要喚起に向けて、「鳥取県民コロナに打ち克つ行動宣言」を採択し県民へPR。【鳥取県】

※ 特徴的な取組事例については、7月6日時点で取りまとめたもの（実施予定を含む）。